

件名	愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法（昭和29年法律第 162号）第53条第 4 項 警察法施行令（昭和29年政令第 151号）第 5 条
<p>【改正の概要】</p> <p>西条西警察署の移転に伴い、西条西警察署の位置を「西条市壬生川」から「西条市周布」に変更する。</p>	
施行日	平成 29 年 3 月 31 日までの間において公安委員会規則で定める日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 法 令</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察法（昭和 29 年法律第 162 号） （警察署等） 第 53 条 省略 2・3 省略 4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。 5 省略 ● 警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号） （警察署の名称等の基準） 第 5 条 法第 53 条第 4 項に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参しやくして決定すること。 (3) 省略 	